

議 事 録 rev.7

			作成年月日	
			2008年10月08日	
日 時	2008年10月04日(土) 11:00 - 17:00	議 長	作成	承認
場 所	九段上集会室	白 木	川野	納見・平山
出 席 者 (敬称略)	(理事) 白木緑、平山晃、納見謙一、武藤俊雄、堀米弘孝、大塚良孝、岡田一、岩本力、尾澤千恵子、鈴木賢一、妻神邦昭、齋藤喜康、金山之治、小松平孝弘、庄司直和 (幹事) 山口哲生、泉浩司 (ACP Rep.) 川野岳大 (傍聴人) 片桐恭弘、加藤孝、本多海太郎、柳沢宏和、菅田大介			
議 題	Audax Japan 定例理事会			
議事内容：				
<p>【承認】</p> <p>1. 新理事二名の承認 2009年にBRM主催をするオダックスランドヌール中部・大塚良孝、Audax Randonneurs Club 信濃 (ARC 信濃)・堀米弘孝二名の新理事より挨拶。 → 就任は全会一致で承認</p> <p>2. 2007年版会則の承認 2006年から、パートナーシップ契約を会則に読み替えることになったパートナーシップ契約はあくまでも主催者向けにかかれていますので、AJサイトに最後にアップされた2005年版会則に上記パートナーシップ契約と2006年理事会議事録、2007年理事会決定事項を反映させた2007年版の承認を求める。理由として会員募集その他AJサイトを整備する上で必須となる規定の公開。</p> <p>3. AJの業務の部分的な変更 AJの業務として現在の「PBPへの遠征をとりまとめる」を「PBPエントリーをとりまとめる」に変更 → 了</p> <p>【規定改訂審議】</p> <p>1. 理事会構成に関する規定改訂案 現行規定 第五章理事会 第12条構成の中に、 「理事会はAJ会員の主催者、会長、副会長から構成される」 → 主催者を理事に変更</p> <p>齋藤「MLと集まるメンバーを同一に理事会として良いか。」 武藤「内容により、理事会での議題を定義すべきでないか。」 片桐「メールでやるのであれば定義がいるのではないか。」 齋藤「集まるのは定例理事会、内容は二週間前までに用意ということでしょうか。」 白木「定数は全理事（委任あり）で異論はないか。」 → 了</p> <p>結論 変更点には異論無し。理事会とは全理事（委任あり）とする。決議事項は定例理事会または臨時理事会で公式に承認され、議題は事前にメール等で意見交換して準備する。</p> <p>(1) 理事会の構成と議決権 理事会は会長、副会長、ACP Representative 補佐、理事から構成される。 新たにACP Representative 補佐に投票権を与える。 → 了</p> <p>(2) 理事資格 理事はAJ会員が就任する。 鈴木「『理事は主催者であること』と変更した方がよい。主催者が理事である必要がなく支部での運営上でのメリットがある場合がある」 → 了</p> <p>結論 「理事はAJ会員の主催者であること」に変更</p>				

(3) 理事の定員

理事の上限を 15 名とする

(4) 理事選出方法

理事が定員に達するまでは主催者はすべて理事に就任する。定員を超えた場合には、立候補および理事会の推薦者を理事会の 2 分の 1 以上の賛成をもって承認される。主催者のいない北陸、中国、四国全域に新たな主催者ができた場合には優先的に理事に就任する。

白木「定員 15 名で異論はないか？」

岡田「現状維持、定員に達したときに再考することとしてはどうか。」

妻神「選出方法によって定員の議論を尽くす。」

白木「選出方法は現規定に難あり。公平な運用を考えると管理が厳しい。」

鈴木「例えば向こう二年で理事が 40 人にはならないだろう。議論の先送りは可能では？」

白木「同地域で複数の主催者が出てきた場合に 16 人目だからと切るのは難しい。」

鈴木「地域ブロック的に運営することも可能。状況により対応する。」

岡田「ならば定員の件も先送り可能ではないか。」

妻神「15 名を上限として超過は欠員毎に入れ替えではどうか。」

白木「BRM だけやりたい。理事はやりたくないという人が出てくることを危惧する。」

泉「人数が多い地域では順番に理事をやるのはどうか。」

大塚「オダックス UK のように『エリアチーフ』という考えもある。月に 60 件ほど BRM が行われることもあるオダックス UK より聞いた話では理事の共用、統括のようなものと理解している。」

白木「主催者同士が結びつくことは好ましい。」

岡田「BRM 開催がどのように増えるかで対応は違ってくるのでは。ブロック内の他地域でやるのか、同一ブロック内で共催なのか。」

白木「オダックス埼玉的な共催も可能。新しい考えを入れる為にも新しい主催者は歓迎したい。」

妻神「現状の 12 名での固定での決議はどうか。3 名は可能性を残す。」

金山「地域ブロックを目指す、に賛成する。」

片桐「同意。」

岩本「できれば理事をやるより走りたい。理事はブロック制に賛成する。」

白木「今の空白は北陸、中国、四国（地方）。現状の理事 12 名は必要。」

尾澤「将来を考えてコアの運営の為の参加も必要なのではないか。」

岡田「理事より主催を増やすのが重要と考える。」

妻神「現状は上限 15 名として、2009 年までは自動的に理事に就任して AJ の運営に携わる。選出方法は後で考えるべき。」

白木「上限は 15 名とし、定員に達した時点で再考する。それで異議はないか？」

岩本「九州に立候補が出たら私は理事を辞めるということで。」（笑）

白木「(4) の選出方法についてはより審議を要する。各理事は考えておくように。」

→ 了

結論

現状では理事の上限は 15 名で保留。

15 名を超える場合はその時に議論する。

地域ブロック制（エリアチーフ）等も含め各理事は熟考の上意見を出す。

(5) 任期

理事任期は 4 年で再選を拒まず。理事の定員を超えた場合には PBP 年を起点として 2 年毎に半数ずつを新たに選出する。

柳沢「主催者の変更は理事の変更と同一か？任期四年と矛盾する。」

堀米「任期は主催者個人ではなく、主催団体に付随すると理解している。」

金山「任期 4 年は良いが、新しい主催者は理事になれないのか？」

岩本「地域毎に理事の席を持つべきだと考える。」

金山「理事の任期は最長 4 年として、選出が定期的に行われる事で腐敗を防ぐ。」

妻神「理事は団体に属するべき。代表個人は交代できる。」

白木「個人的、その他の事情でブルベができなくなる場合もある。」

岩本「事故で死亡とか。」

片桐「4 年は目安として規約はシンプルに保つべき。」

金山「任期 4 年で再選可。途中での交替は理事会で審議の上承認ではどうか。」

→ 了

結論

理事の任期は 4 年、再選は可。

理事の任期途中での交替は理事会で審議、承認の上で可能。

2. 主催者資格と承認

(1) 資格

新たに主催クラブになるものは、600km以上のBRMの認定取得者である代表1名、同じく副代表1名以上を置かなければならない。地域的に資格を満たすことが困難な場合に限り、理事会が承認すれば資格を満たさないものでも主催者になれることもある。

岩本「副代表もBRM認定が必要か？」

白木「理事会が承認すればなくても可。副代表はあくまでも代表の代理ができる人。」

岩本「ではAJ福岡の副代表は変更したい。」

片桐「『BRMの主旨を理解し、主催の意思のある者』との文言を入れて頂きたい。」

白木「賛成する。600kmの認定を求める理由はそこにある。」

山口「200kmだけの主催はダメなのか？」

白木「基本的にはダメ。」

鈴木「事情により600km認定取得者が居なくなった場合はどうなるのか？」

白木「先述の理由により、ルールのはたらきはBRM開催を確実にするためであり、門戸を狭くするものではないので、各事情は理事会に相談すること。」

→ 了

結論

主催者資格に『BRMの主旨を理解し、主催の意思のある者』と追加。

代表は認定取得者。副代表は代表の代理が務まるもの。

主催者は200km以上のBRMも開催すること。

求められる資格や条件を満たすことが困難な場合は理事会にて審議、例外が承認される場合もある。

(2) 主催申請

新たにBRM主催クラブとなりたい者は、BRM規則、主催者規則を理解し、本契約その他必要事項を承知の上で、会長に申請することができる。（下線部分は文言要検討）

白木「形式的なものであるが、異論はないか？」

→ 了

(3) 新規主催者への走行会義務付けとACP申請書類提出

新たに主催申請したものは、BRMを開催する前年において1回以上のBRMルールに準じた走行会を開催した上で、8月31日までに翌年BRM開催のためのACP申請書類を提出しなければならない。ただし、会長が認めたときはACP申請書類提出後に走行会を開催できる。この場合もBRM開催前でなければならない。

白木「主催者はACPではなく、AJのルールを参加者に提示すること。内容が若干違う。」

→ 了

(4) 新規主催者の承認

会長は理事会に対して、新たな主催申請したもののBRM主催者としての承認を求めなければならない。理事会が審査の上で承認した場合には、会長はACPに申請しなければならない。

→ 了

(5) パートナーシップ契約書の取り交わし

新たにBRM主催者として認められたものは、会長とBRM主催同意書（※注）を取り交わし、同意書ほかAJがACPの規則に基づいて日本国内の事情を考慮して定めたAJ規定に従って主催しなければならない。

※書類の名称

現行では、「ACP Representative(日本代表)すなわちオダックス・ジャパン会長と主催団体とのパートナーシップ契約(案)」となっているが下記に変更したい。

「ACP Representative(日本代表)すなわちオダックス・ジャパン会長と主催団体とのパートナーシップ同意書」

→ 了

(6) クラブ独自のウェブ

BRM 主催クラブは、独自にウェブサイトを作り BRM 開催情報を公開しなければならない。クラブ代表者は AJ とメール連絡する環境を整えなければならない。ただし、過去 2 年以上 AJ 会員主催クラブで BRM 開催経験を持つものが新たに独立して主催者となる場合には、理事会が承認すれば、独自のウェブサイトを免除されることもある。その場合にも、AJ とメール連絡できる環境を整えなければならない。

白木「ウェブ必須とするのは AJ が活動を把握するのが目的。」

齋藤「主催者として個別のメールで対応はそれなりに可。」

泉「2 年以上の経験があれば理事会の承認により免除の可能性もある。」

→ 了

結論

ウェブは必須。AJ が各クラブの活動を把握する為。

主催者の BRM 開催経験により免除の可能性はあり。その場合もメール環境は必要。

(7) クラブ名

クラブ名に企業（自転車ショップ名を含む）の名称を含めることはできない。

白木「企業名はだめ。」

岩本「地域名で統一することとしてはどうか。」

川野「クラブ名は理事会での承認を経ることとするのはどうか。」

山口「3UP(注：サイクルハウスミカミさんのチーム名)は店名を連想させるか？線引きが難しい。」

泉「地方のショップなど実態として広告として意図しない名称もあるかもしれない。」

妻神「広告媒体は禁ずる、でどうか。」

白木「会長による承認、の一文を追加するで異論はないか。」

→ 了

3. ACP 申請期間

新規および復活主催者 7 月 31 日

既存主催者 8 月 31 日

白木「督促なしでお願いします。」

堀米「走行会についてはどのように申請をすればよいのか。」

泉「書式等は新規主催者に送らないと申請の練習にならない。」

白木「新規主催者には書式を送ります。」

→ 了

結論

新規主催者には書式等のひな型を送付、走行会を通して申請の手順を取得して頂く。

4. ACP 申請書類未提出

指定期日までに ACP 申請書類の提出がない場合は、新規 BRM 主催者は主催申請を取り下げたものとみなす。既存主催者は翌年の BRM 主催をしないものとみなし、理事を退任する。

→ 了

5. AJ 非会員主催者の制限と要望

(1) AJ 非会員主催者は AJ 理事になることはできない。

(2) AJ 非会員主催者はスポーツエントリー (SE) を利用できない。

(理由) SE のシステム上ほかの BRM 参加者情報すべてを取得可能になるため。

(3) スポット保険利用は BRM およびフレッシュのみとする。

(参考) AJ 会員主催者は希望があれば走行会にも利用できる。

(4) AJ 非会員主催者は意見、要望があるときには会長あるいは理事会に申し出ることができ、理事会が必要と認めたときには審議する。

白木「賠償一億以上、死亡一千万以上の保険は必須。」

大塚「走行会と BRM の同時開催では保険は適用されるのか？」

片桐「参加者が出走するイベントを一つ選べば OK なケースが海外であった。」

本多「ファブレル氏のメールによれば禁止されていたと記憶している。ACP の権威的な理由もあった。」

武藤「北海道ではそれに近いことを実施したことがある。」

柳沢「文言は既に BRM をカバーしている。」

白木「社会的、法的責任問題から主催クラブはレースを開催してはいけない。」

結論

(1) ~ (4) については了。主催クラブ名でレース主催をしてはいけない。

6. BRM1200km 開催

(1) 主催者責任の所在

現行では AJ が主催するとあるのを支援とする。

(2) 1200km のあり方

毎年開催でなくともいいが、少なくとも継続開催を重視すべき。そのためにできる方法がある程度まとめる。

白木「AJ 主催ではなく AJ は主催クラブを支援することしたい。継続開催を重視。」

武藤「北海道では 2010 年からの 1200km の実施を検討している。」

白木「1200km となると海外からの参加者が見込まれる事を考慮しておきたい。例えば仮眠所など。」

大塚「中部は 1200km をプラン中、地元の協力が不可欠と考える。理由としてはある程度の回収（重大事故時など）。続けられる体制で実施したいが、クラブ内部では完全無サポートへの強い抵抗がある。走者の把握のためにもピストン（往復）でコースを作成することなどを考えている。」

本多「アジア有数ともいえる北海道の素晴らしいコースを使った 1200km を実現する為にも責任の部分が実施を躊躇する理由なのであれば AJ が主催者になる必要があるのではないか。」

武藤「AJ 北海道が主催者となることに問題はない。ただ、海外よりの参加者などを迎えるに当たって語学等の問題もあり少なくとも初期に於いては AJ の協力を強く要請したい。」

白木「クラブが独自に主催希望であればクラブ主催とし、AJ 主催を希望すれば AJ 主催でもよい。」

泉「往復コースにして走者の把握を容易に、さらに八の字など交差するコース設定は避けるべき。」

武藤「検討する。」

結論

1200km の実施は継続的に行う。

北海道と中部は実施を検討中。クラブ主催、AJ 主催どちらもある。

7. フレッシュ開催

開催の強制はしないが、フレッシュの意義から考えると、各クラブが交代で開催する。BRM 日程は主催者が自由に決めるが、フレッシュ開催に関してはある程度他の BRM と重ならない配慮が必要。BRM 日程より先に日程を決める。

白木「各クラブ持ち回りで実施したい。」

金山「賛成。」

川野「フランスではクラブ同士の交流が走る事と同じく重視され、ゴール後にピクニック等が行われることもある。フレッシュ実施の日程はある程度限定されており、日本で意味のある記念日などが望ましいと ACP より要望されている。」

齋藤「さくら祭など考えている。」

結論

各クラブはフレッシュ実施に際して主旨を理解して開催方法を検討する。

交流を重視し、持ち回りでの開催を強く奨励。

8. BRM イベント名の統一

(理由) イベント名は効率よく作業をするうえで記号としての役割がある。従って、BRM525 北海道 200---BRM 日程 クラブ名 距離で統一する。イベント名に続けてパノラマ、青葉、泉佐野、アタック福島などサブタイトルを付けるのも、SE や雑誌掲載時にサブタイトルを表示するかどうかは主催者の自由。ただし、BRM1200km に関しては「ロッキーマウンテン 1200」「ロンドン エジンバラ ロンドン (LEL) 1400」のような主催者独自の名称を付け、その名称で RM に申請する。

白木「記号として地名統一したい。手間や間違いを防ぐ意味がある。また認知の為にクラブ名には AJ を付ける。」

→ 了

9. BRM の基本ノーサポートの再確認

白木「基本の再確認をお願いしたい。」

加藤「ノーサポートの意味を考える必要がある。」

白木「スタッフの行動にリミットは付けたくないが『やらない』という確認は必要。」

納見「状況に応じてリタイヤを勧める、無事を確認する、その程度。」

堀米「PBP のチェックポイントにおけるショップ等は特別と考えていいのか。」

白木「PBP は例外。お祭りのイベントでもある。」

柳沢「走る側からの意見。事前情報は道路工事など地図などで確認できない情報に限る方が本来の BRM の精神と照らし合わせて好ましい。どの程度の情報を参加者に出すかの判断は主催者に委ねたい。」

白木「仮眠できる場所の設定は重視したい。」

加藤「適当な仮眠所がない場合の対応は？」

納見「健康ランドの場所を調べ、それを基にしてコースを作成する。」

大塚「テントを用意してPC兼仮眠所にした。」

結論

走者が速いか遅いかはサポートの必要度との関連性は低い。過剰な配慮は必要ない。

主催者の裁量に何処までするのかは任されるがノーサポートの基本は守る。

【報告】

決算

白木「年度は終了していないので、中間報告とする。現残高（資料参照）は支払い前の額。」

→ 了

各担当者より連絡

泉「ルートの作成について。日付、ルート詳細、PCオープン、クローズ時間の設定、町名、シークレット、日付の変わる複数日程など、多くの事項において申請前のチェックで指摘される間違いが多い。再度確認の上、申請時には注意をお願いしたい。」

白木「（コースがなぜ大回りなのか、等）説明事項はルート申請時に添付しておくことが望ましい。」

川野「今後もACP提出用データのフォーマットにミスが無いようにお願いしたい。」

納見「『大事故はいずれ起きる』との認識で高い意識を以って運営していく。警察に対してある程度の情報を出すことを検討している。知人の国会議員を通じて警察庁より複数に渡る所轄警察に一括連絡、情報共有ができないか要望を出している。」

大塚「三～四年前に愛知1000km実施の際に警察に資料を提出して説明をした。ある程度の話は警察側に通じていると考えている。」

山口「10月20日までに雑誌、広告用のイベント情報を提出するようお願いする。反射ベストは埼玉スタッフが出走するイベントには持って行くので頒布できる。主催者単位の注文にも対応するので数百枚単位での需要がある場合は相談して欲しい。」

本多「台湾ブルベ報告。ヤマケイの自転車人10月号に特集6ページが組まれる。」

白木「AJサイトにも情報を出す予定。」

→ 了

AJサイトの整備

主催者ページ（新規主催希望者対象）の公開、主催者専用ページの充実（PukiWikiからGoogleSitesへ移行、作業連絡できるようにする）、「ブルベとは」「入会時の誓約書、会員が負う自己責任」などわかりやすいページを作る。

→ 了

白木「来年のAJ会員募集期間は11/15-12/25、現金書留の場合は12/20まで。年末までに入金する為。今後はスポーツエントリーの担当は武藤氏に担当していただく。」

→ 了

保険関連

高千穂保険事務所担当者よりオダックスジャパン保険加入者の事故発生状況について報告を受けた。

- 10月4日の時点で32件の事故を把握。18件は自損事故。
- 骨折など（保险的に）重傷が多い。急性硬膜下血腫も一件あり。
- 相手のある事故の場合は必ず警察に連絡して欲しい。
- 被保険者の手続きが滞って保険支払いに至っていないケースが多い。
- 被保険者の手続き未完了による未払いは引き続き被保険者に催促を行っていく。
- 2009年は同条件で自転車保険の継続は可能。
- 保険支払額が保険料の100%超である今日の状況を鑑みると、2010年は分からない。
- このままでは将来的に保険料の値上げか保険の打ち切りは十分に考えられる。

白木「各主催者にて独自保険を設定する場合、AJ保険保障内容以上の内容を必須とする。」

柳沢「20件は平日に起きていた事故→ブルベ中ではないと思われる。」

白木「自転車保険の為にAJ会員になる事例は少なくないと考えられるが奨励されない。」

岩本「ブルベ関係イベント限定にして保険（保険料）継続は考えられないか。」

白木「2009年は同条件で保険引受の継続は可能との事なので現況を受け入れる。」

以上